

生駒市条例第13号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年8月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立保育所の設置等に関する条例

第2条の表生駒市立みなみ保育園の項中「120人」を「200人」に改める。

第4条から第4条の3までを削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の生駒市立保育所条例の規定により納付すべき保育料については、なお従前の例による。